

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和5年12月7日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム5	
①システムの名称	収納整理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・収納状況照会 ・収納消込処理 ・納税証明書や督促状等の帳票発行 ・過誤納金の対象者を抽出し、還付・充当処理、通知書の発行 ・口座振替請求、消込処理
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 （ 団体内統合宛名システム、滞納整理システム ）</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	<p>1. 収納状況照会 : 宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを発行する。</p> <p>2. 消込 : 消込データの入力・取込(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。</p> <p>3. 還付充当 : 過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。</p> <p>4. 口座振替 : 口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。</p> <p>5. 督促状・催告書の発行 : 督促状・納付書付き督促状、催告書・催告書兼領収書を作成する。</p> <p>6. 各種統計資料などの作成 : 月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。</p> <p>7. 年度末処理 : 繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。</p> <p>8. 財務連動 : 財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。</p> <p>9. 財産管理 : 実態調査や財産調査などの照会書を発行し、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。</p> <p>10. 滞納処分 : 差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除し、滞納処分調書を発行する。</p> <p>11. 公売管理 : 不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を登録・修正・削除し、公売帳票を発行する。</p> <p>12. 分納計画 : 分割納付情報を登録・修正・削除し、分納計画書や分納用納付書を発行する。</p> <p>13. 執行停止・不納欠損 : 執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (団体内統合宛名システム、国民健康保険(資格)システム、介護保険システム)
システム7	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	・コンビニエンスストアの交付機から課税証明書・納税証明書を発行できるようにする。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム8	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 :各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。</p> <p>2. 符号取得支援・確認 :処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 :中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、各業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。</p> <p>4. 情報照会機能 :各業務・システムに代わって、他機関の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。</p> <p>5. 宛名情報照会 :団体内統合宛名番号、個人番号、又は基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。</p> <p>6. 個人番号へのアクセス制御 :個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とアクセスログ管理をする。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険(税)(資格)(給付)システム、児童手当システム等の各業務システム、春日部市中間サーバー)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課、収納管理課
②所属長	財務部 市民税課長、収納管理課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民税基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民、市外在住の課税対象者、市外在住の被扶養者
その必要性	住民税の適正な賦課徴収業務を行うにあたり、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号) :対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・国税関係情報 :対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 ・地方税関係情報 :住民税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報 :保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・障害者福祉関係情報 :障害者関係情報に基づき、非課税者の判定、控除額の算出を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 :生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 ・年金関係情報 :年金支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うため、また年金からの特別徴収税額の決定・通知を行うために保有 ・災害関係情報 :災害減免を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、国民健康保険課、生活支援課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (公的年金等の支払者、国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与、報酬、配当、公的年金等の支払者) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] その他 ()							
③使用目的 ※	住民税額の算出・通知、証明書の発行、名寄せ、申告書・参考資料の発送							
④使用の主体	使用部署 財務部 市民税課・財政課、市民生活部 市民課武里出張所・庄和総合支所							
	使用者数 [10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	1 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告情報(申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書)から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報から非課税、控除を把握する。 2 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 3 給与所得者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。 4 証明書発行、更正に関する事務 ・課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。 5 申告書送付 ・前年賦課情報・国民健康保険加入情報に基づき、申告書を送付する。 6 年金特別徴収対象者の異動に関する事務 ・住民票関係情報から、年金特別徴収対象者の異動を把握し、特別徴収の開始・中止等を決定する。 7 申告参考資料送付 ・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の前年納付情報に基づき、申告のための社会保険料参考資料として送付する。 8 申告特例制度に関する事務 ・寄附者より寄附金税額控除に係る申告特例申請書を受領し、通知書を寄附者の所在市町村へ送付する。							
情報の突合	・申告情報と住民票関係情報を突合して1月1日時点の住所地を確認する。 ・申告情報と住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報を突合して、非課税者を確認する。 ・申告情報と住民票関係情報を突合して扶養控除対象者を特定する。 ・申告情報と住民票関係情報を突合して、所得額、控除額を確認する。 ・住民票関係情報と、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。 ・前年賦課情報と住民票関係情報、国民健康保険加入情報を突合し、申告書を送付する人を特定する。 ・住民票関係情報と国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の前年納付情報を突合し、送付先を確認する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件	
委託事項1 申告情報のパンチ入力業務		
①委託内容	申告情報のパンチ入力	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	未定	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2 納税通知書封入・封緘業務		
①委託内容	納税通知書封入・封緘	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ジーシーシー 埼玉支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3 データ連携業務		
①委託内容	eLTAXシステム、国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー 埼玉支社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から、下記を記載した書面の提出を受け、許諾を判断している。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の再委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務の一部
委託事項5		遠隔地保管
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		東武デリバリー 株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項6		基幹システムサーバー機器等外部管理
①委託内容		データセンターでのサーバー運用
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		非公開（当市のサーバーの保管場所が推測されることを防ぐため）
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (77) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (27) 件 [] 行っていない
提供先1	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣(日本年金機構) ・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 電子メール </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div> <div style="margin-top: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月) ・特別徴収税額等変更通知 年12回

提供先2～5	
提供先2	給与支払者（行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者）
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ LGWAN ）
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時
提供先3	厚生労働省
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1の項
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先6	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の4の項
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先7	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の8の項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の9の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の11の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11～15													
提供先11	都道府県知事												
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の16の項												
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの												
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)												
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 1万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 1万人以上10万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 10万人以上100万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 100万人以上1,000万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5) 1,000万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
<選択肢>													
1) 1万人未満													
2) 1万人以上10万人未満													
3) 10万人以上100万人未満													
4) 100万人以上1,000万人未満													
5) 1,000万人以上													
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者												
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()												
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度												
提供先12	市町村長												
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の16の項												
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの												
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)												
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 1万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 1万人以上10万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 10万人以上100万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 100万人以上1,000万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5) 1,000万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
<選択肢>													
1) 1万人未満													
2) 1万人以上10万人未満													
3) 10万人以上100万人未満													
4) 100万人以上1,000万人未満													
5) 1,000万人以上													
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者												
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()												
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度												
提供先13	市町村長												
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の18の項												
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの												
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)												
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 1万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 1万人以上10万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 10万人以上100万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 100万人以上1,000万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5) 1,000万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
<選択肢>													
1) 1万人未満													
2) 1万人以上10万人未満													
3) 10万人以上100万人未満													
4) 100万人以上1,000万人未満													
5) 1,000万人以上													
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者												
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()												
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度												

提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の23の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16~20	
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先18	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の29の項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先19	共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の29の項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先20	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	障がい者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第4条第3項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務(番号法第19条 別表第二の11の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内ネットワーク)
⑦時期・頻度	月次で連携
移転先2～5	
移転先2	健康課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務(番号法第19条 別表第二の18の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内ネットワーク)
⑦時期・頻度	月次で連携

移転先9	高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務(番号法第19条 別表第二の61の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (市内ネットワーク)
⑦時期・頻度	月次で連携
移転先10	高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務(番号法第19条 別表第二の62の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (市内ネットワーク)
⑦時期・頻度	月次で連携
移転先11～15	
移転先11	こども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務(番号法第19条 別表第二の65の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (市内ネットワーク)
⑦時期・頻度	月次で連携

移転先12	障がい者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務(番号法第19条 別表第二の66の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (市内ネットワーク)
⑦時期・頻度	月次で連携
移転先13	障がい者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務(番号法第19条 別表第二の67の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (市内ネットワーク)
⑦時期・頻度	月次で連携
移転先14	こども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務(番号法第19条 別表第二の70の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (市内ネットワーク)
⑦時期・頻度	月次で連携

移転先15	こども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務(番号法第19条 別表第二の74の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内ネットワーク)
⑦時期・頻度	月次で連携
移転先16～20	
移転先16	国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第19条 別表第二の80の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内ネットワーク)
⑦時期・頻度	月次で連携
移転先17	生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務(番号法第19条 別表第二の87の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内ネットワーク)
⑦時期・頻度	随時で連携

移転先18	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務(番号法第19条 別表第二の94の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内ネットワーク)
⑦時期・頻度	月次で連携
移転先19	市民課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務(番号法第19条 別表第一の107の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内ネットワーク)
⑦時期・頻度	随時で連携
移転先20	障がい者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務(番号法第19条 別表第二の108の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内ネットワーク)
⑦時期・頻度	月次で連携

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜本市における措置＞

- ・ICカード及び生体認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。
- ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているユーザID／パスワードと生体による認証が必要。
- ・届出書等も保管年限内は、施錠できる環境での保管を義務付けている。
- ・執務室の最終退出者は、退出時に施錠を行っており、外部の者が入室できないようにしている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

-

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 住民税収滞納ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民、市外在住の納税義務者、納税管理人
その必要性	賦課額情報に基づいた納税義務者に対する収納業務、納期限までに徴収できない場合の滞納整理業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号) :対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係情報 :対象者の滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・地方税関係情報 :対象者に対し納付書、納税証明書等を発行するために保有
全ての記録項目	別添1を参照
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部 収納管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (法務局) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各都道府県、各市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関、生命保険等の事業者、給与等支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	収納・還付処理、滞納状況の確認、滞納額の消込・算出・通知、滞納整理、証明書の発行	
④使用の主体	使用部署	財務部 収納管理課、庄和総合支所総務課・市民窓口課
	使用者数	[<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 収納管理事務 ・収納状況を管理する。 ・納期限を過ぎても完納されない納税者に対して督促状を送付する。 ・賦課額情報、納付情報に基づき、納付書再発行を行い対象者へ送付する。 2. 還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付充当処理を行い、通知書を作成する。 3. 納税証明書発行 ・交付申請があったものについて、収納状況を確認のうえ、納税証明書を発行する。 4. 滞納管理事務 ・納税者との折衝状況を記録する。 ・滞納者の未納状況を管理する。 ・滞納者に対して電話催告の実施、催告書を送付する。 ・滞納者の財産調査を実施し、財産の有無を記録する。 ・差押・参加差押・交付要求処理を行い、処分内容を通知する。 ・執行停止処理、納税義務が消滅した場合には、不納欠損処理を行う。 ・公売の実施、配当・充当を行う。 5. 納税誓約管理 ・納税誓約があったものについて、納付書を作成し、履行状況を管理する。 6. 時効管理 ・徴収権の時効等を管理する。 7. 納税義務の承継 ・納税義務承継通知を送付する。	
情報の突合	・本人特定のため、内部番号を使用し、住民税基本台帳ファイルの氏名、住所と突合する。 ・本人又は代理人の申請内容と本市で登録されている氏名、住所、生年月日で検索し突合する。 ・調査等を実施した際、氏名、住所、生年月日で検索し突合する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ジーシーシー 埼玉支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から、下記を記載した書面の提出を受け、許諾を判断している。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の再委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務の一部
委託事項2～5		
委託事項2	遠隔地保管	
①委託内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	東武デリバリー 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	納税催告	
①委託内容	市税等の徴収対策の推進	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ヒューマンプラス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		基幹システムサーバー機器等外部管理
①委託内容		データセンターでのサーバー運用
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		非公開（当市のサーバーの保管場所が推測されることを防ぐため）
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている（ ）件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている（ ）件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<本市における措置> ・ICカード及び生体認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているユーザID／パスワードと生体による認証が必要。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
7. 備考		
—		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税基本台帳ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名漢字、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区区コード、41.住民区分、42.宛名消滅区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.編集電話番号、54.異動年月日、55.住民税整理番号、56.賦課資料区分コード、57.均等割区分、58.均等割パターン番号、59.入力区分、60.営業所得額、61.農業所得額、62.その他事業所得額、63.不動産所得額、64.利子所得額、65.配当所得額、66.株式配当所得額、67.公募外貨配当所得額、68.公募他配当所得額、69.その他配当所得額、70.所得税配当所得額、71.所得税株式配当所得額、72.所得税公募外貨配当所得額、73.所得税公募他配当所得額、74.所得税その他配当所得額、75.給与所得額、76.主たる給与支払額、77.従たる給与支払額、78.給与支払額内数専従者給与額、79.特定支出控除額、80.雑所得額、81.公的年金支払額、82.年金雑所得額、83.その他雑所得額、84.総合譲渡短期所得額、85.総合譲渡短期差引額、86.総合譲渡長期所得額、87.総合譲渡長期差引額、88.総合譲渡分特別控除額、89.一時所得額、90.一時差引額、91.総合一時所得額、92.短期一般所得額、93.短期一般差引額、94.短期一般特別控除額、95.短期軽減所得額、96.短期軽減差引額、97.短期軽減特別控除額、98.長期一般所得額、99.長期一般差引額、100.長期一般特別控除額、101.長期特定所得額、102.長期特定差引額、103.長期特定特別控除額、104.長期軽減課所得額、105.長期軽減差引額、106.長期軽減特別控除額、107.長期特別所得額、108.長期特別差引額、109.長期特別特別控除額、110.土地等雑所得額、111.超短期所得額、112.株式譲渡所得額、113.商品先物取引所得額、114.山林所得額、115.山林特別控除額、116.退職所得額、117.退職所得控除額、118.退職支払額、119.市町村源泉退職所得割額、120.都道府県源泉退職所得割額、121.総合退職所得額、122.総合退職所得控除額、123.変動所得額、124.前年変動所得額、125.前々年変動所得額、126.臨時所得額、127.平均課税対象金額、128.免税所得額、129.肉用牛売却価格、130.肉用牛免税対象所得額、131.肉用牛免税対象外所得額、132.非課税所得額、133.申告0円所得区分01、134.申告0円所得区分02、135.申告0円所得区分03、136.申告0円所得区分04、137.申告0円所得区分05、138.申告0円所得区分06、139.申告0円所得区分07、140.申告0円所得区分08、141.申告0円所得区分09、142.申告0円所得区分10、143.総所得金額、144.合計所得金額、145.総所得金額等、146.所得税総所得金額、147.所得税合計所得金額、148.所得税総所得金額等、149.総所得損通所得額、150.総合長期損通所得額、151.総合長期損通所得額、152.短期一般損通所得額、153.短期軽減損通所得額、154.長期一般損通所得額、155.長期特定損通所得額、156.長期軽減損通所得額、157.長期特別損通所得額、158.土地等雑損通所得額、159.超短期損通所得額、160.山林損通所得額、161.株式譲渡損通所得額、162.商品先物取引損通所得額、163.退職損通所得額、164.所得税総所得損通所得額、165.所得税総合長期損通所得額、166.所得税総合長期損通所得額、167.所得税短期一般損通所得額、168.所得税短期軽減損通所得額、169.所得税長期一般損通所得額、170.所得税長期特定損通所得額、171.所得税長期軽減損通所得額、172.所得税長期特別損通所得額、173.所得税土地等雑損通所得額、174.所得税超短期損通所得額、175.所得税株式譲渡損通所得額、176.所得税商品先物取引損通所得額、177.所得税山林損通所得額、178.所得税退職損通所得額、179.雑損控除額、180.医療費控除額、181.社会保険料控除額、182.小規模共済控除額、183.生命保険料控除額、184.所得税生命保険料控除額、185.生命保険料支払額、186.個人年金保険料支払額、187.損害保険料控除額、188.所得税損害保険料控除額、189.損害保険料支払額、190.長期損害保険料支払額、191.寄付控除額、192.所得税寄付金控除額、193.合計控除額、194.所得税合計控除額、195.控除配該当コード、196.配偶者区分、197.配特有無区分フラグ、198.配偶者特別控除額、199.所得税配偶者特別控除額、200.配偶者合計所得金額、201.扶養一般該当人数、202.扶養年少該当人数、203.扶養特定該当人数、204.扶養老人該当人数、205.扶養同居老人該当人数、206.扶養特障該当人数、207.扶養同居特障該当人数、208.扶養普障該当人数、209.未成年該当コード、210.老年者該当コード、211.寡婦該当コード、212.障害者該当コード、213.勤労学生該当コード、214.住民税申告区分、215.本専区分、216.配専区分、217.青色専従該当人数、218.白色専従該当人数、219.専従者控除額、220.繰越損失額、221.純損失額、222.譲渡繰越損失額、223.雑損失額、224.特定株式損失額、225.当年純損失額、226.当年譲渡繰越損失額、227.当年雑損失額、228.当年特定株式損失額、229.前純損失額、230.前譲渡繰越損失額、231.前雑損失額、232.前特定株式損失額、233.前々純損失額、234.前々譲渡繰越損失額、235.前々雑損失額、236.前々特定株式損失額、237.所得税総所得課税額、238.所得税短期一般課税額、239.所得税短期軽減課税額、240.所得税長期一般課税額、241.所得税長期特定課税額、242.所得税長期軽減課税額、243.所得税長期特別課税額、244.所得税土地等雑課税額、245.所得税超短期課税額、246.所得税株式課税額、247.所得税商品先物取引課税額、248.所得税山林課税額、249.所得税退職課税額、250.総所得課税額、251.短期一般所得課税額、252.短期軽減所得課税額、253.長期一般所得課税額、254.長期特定所得課税額、255.長期軽減所得課税額、256.長期特別所得課税額、257.土地等雑所得課税額、258.超短期所得課税額、259.株式所得課税額、260.商品先物取引所得課税額、261.山林所得課税額、262.退職所得課税額、263.所得税配当控除額、264.住宅借入金特別控除額、265.その他特別控除額、266.定率控除前所得課税額、267.所得税災害減免額、268.所得税外国税額控除額、269.定率控除後所得課税額、270.所得税額、271.総所得課税額、272.短期一般課税額、273.短期軽減課税額、274.長期一般課税額、275.長期特定課税額、276.長期軽減課税額、277.長期特別課税額、278.土地等雑課税額、279.超短期課税額、280.株式課税額、281.商品先物取引課税額、282.山林課税額、283.退職課税額、284.市町村総所得所得割額、285.市町村短期一般所得割額、286.市町村短期軽減所得割額、287.市町村長期一般所得割額、288.市町村長期特定所得割額、289.市町村長期軽減所得割額、290.市町村長期特別所得割額、291.市町村土地等雑所得割額、292.市町村超短期所得割額、293.市町村株式所得割額、294.市町村商品先物取引所得割額、295.市町村山林所得割額、296.市町村退職所得割額、297.市町村算出所得割額、298.市町村配当控除額、299.市町村外国税額控除額、300.市町村調整額、301.市町村特別減税額、302.市町村定率控除額、303.市町村免税額、304.市町村所得割額、305.市町村端数切捨所得割額、306.市町村特別減税前所得割額、307.市町村定率控除前所得割額、308.市町村均等割額、309.市町村民税額、310.都道府県総所得所得割額、311.都道府県短期一般所得割額、312.都道府県短期軽減所得割額、313.都道府県長期一般所得割額、314.都道府県長期特定所得割額、315.都道府県長期軽減所得割額、316.都道府県長期特別所得割額、317.都道府県土地等雑所得割額、318.都道府県超短期所得割額、319.都道府県株式所得割額、320.都道府県商品先物取引所得割額、321.都道府県山林所得割額、322.都道府県退職所得割額、323.都道府県算出所得割額、324.都道府県配当控除額、325.都道府県外国税額控除額、326.都道府県調整額、327.都道府県特別減税額、328.都道府県定率控除額、329.都道府県免税額、330.都道府県所得割額、331.都道府県端数切捨所得割額、332.都道府県特別減税前所得割額、333.都道府県定率控除前所得割額、334.都道府県均等割額、335.都道府県民税額、336.課税非課税区分コード、337.年税額、338.市町村所得割減免額、339.市町村均等割減免額、340.都道府県所得割減免額、341.都道府県均等割減免額、342.株式譲渡上場所得額、343.所得税株式譲渡上場所得額、344.所得税株式譲渡所得額、345.株式譲渡上場損通所得額、346.所得税株式譲渡上場損通所得額、347.株式上場課税額、348.所得税株式上場課税額、349.肉牛軽減課税額、350.市町村株式上場所得割額、351.都道府県株式上場所得割額、352.市町村肉牛軽減所得割額、353.都道府県肉牛軽減所得割額、354.株式上場所得課税額、355.肉牛軽減所得課税額、356.株式含む合計所得金額、357.先物取引損失額、358.当年先物取引損失額、359.前々先物取引損失額、360.前々先物取引損失額、361.配当割控除額、362.株式譲渡割控除額、363.市町村定率控除後所得割額、364.都道府県定率控除後所得割額、365.控除超過額、366.居住用特定譲渡所得額、367.居住用特定損失額、368.市町村株式譲渡配当割控除額、369.都道府県株式譲渡配当割控除額、370.市町村65歳以上の

特例控除額、371.都道府県65歳以上の特例控除額、372.市町村調整控除額、373.都道府県調整控除額、374.市町村控除不足額、375.都道府県控除不足額、376.市町村内充当額、377.都道府県内充当額、378.市町村外充当額、379.都道府県外充当額、380.標準税率市町村総所得、381.標準税率市町村山林、382.標準税率市町村退職、383.標準税率市町村算出所得割、384.標準税率市町村調整額、385.標準税率定率控除前市町村所得割、386.標準税率定率控除後市町村所得割額、387.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、388.標準税率市町村所得割、389.標準税率市町村所得割端数切捨、390.標準税率市町村均等割、391.標準税率都道府県総所得、392.標準税率都道府県山林、393.標準税率都道府県退職、394.標準税率都道府県算出所得割、395.標準税率都道府県調整額、396.標準税率定率控除前都道府県所得割、397.標準税率定率控除後都道府県所得割額、398.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、399.標準税率都道府県所得割、400.標準税率都道府県所得割端数切捨、401.標準税率都道府県均等割、402.政党等寄付金特別控除額、403.耐震改修特別控除額、404.住宅借入金特別控除可能額、405.市町村住宅借入金特別控除可能額、406.都道府県住宅借入金特別控除可能額、407.市町村税源移譲減額、408.都道府県税源移譲減額、409.標準税率市町村税源移譲減額、410.標準税率都道府県税源移譲減額、411.寄附金控除自治体分、412.寄附金控除都道府県指定分、413.寄附金控除市町村指定分、414.内私的年金支払額、415.基礎控除対象フラグ、416.市町村寄附金控除額、417.都道府県寄附金控除額、418.内年金フラグ、419.内特徴フラグ、420.三徴収フラグ、421.居住開始年月日、422.住宅控除区分、423.住宅借入金残高、424.居住開始年月日2、425.住宅控除区分2、426.住宅借入金残高2、427.山林純損失額、428.当年山林純損失額、429.前山林純損失額、430.前々山林純損失額、431.株式配当損失額、432.分離配当所得額、433.分離配当損通所得額、434.所得税分離配当損通所得額、435.投資等税額控除額、436.所得税肉牛軽減課税額、437.所得税分離配当課税額、438.分離配当課税額、439.所得税分離配当所得額、440.市町村分離配当所得割額、441.都道府県分離配当所得割額、442.新生命保険料支払額、443.新個人年金保険料支払額、444.介護保険料支払額、445.徴収区分、446.通知書番号、447.徴収データ内連番、448.徴収データ内サブ連番、449.事業所個人番号、450.履歴判定、451.決議年月日、452.住民税受給者番号、453.普働事業所番号、454.住民税異動区分コード、455.住民税異動事由コード1、456.住民税異動事由コード2、457.異動年月日、458.変更開始月期、459.徴収済月期、460.併徴普徴変更期、461.併徴普徴徴収済期、462.随時処理フラグ、463.差引課税額、464.既課税額、465.期別06月01期税額、466.賦課年度01、467.納期限01、468.期別07月02期税額、469.賦課年度02、470.納期限02、471.期別08月03期税額、472.賦課年度03、473.納期限03、474.期別09月04期税額、475.賦課年度04、476.納期限04、477.期別10月05期税額、478.賦課年度05、479.納期限05、480.期別11月06期税額、481.賦課年度06、482.納期限06、483.期別12月07期税額、484.賦課年度07、485.納期限07、486.期別01月08期税額、487.賦課年度08、488.納期限08、489.期別02月09期税額、490.賦課年度09、491.納期限09、492.期別03月10期税額、493.賦課年度10、494.納期限10、495.期別04月11期税額、496.賦課年度11、497.納期限11、498.期別05月12期税額、499.賦課年度12、500.納期限12、501.期別13期税額、502.賦課年度13、503.納期限13、504.期別14期税額、505.賦課年度14、506.納期限14、507.期別15期税額、508.賦課年度15、509.納期限15、510.期別16期税額、511.賦課年度16、512.納期限16、513.期別17期税額、514.賦課年度17、515.納期限17、516.期別18期税額、517.賦課年度18、518.納期限18、519.退避用履歴判定、520.収納過年度更正フラグ、521.充当額、522.還付額、523.期別06月01期充当、524.期別07月02期充当、525.期別08月03期充当、526.期別09月04期充当、527.期別10月05期充当、528.期別11月06期充当、529.期別12月07期充当、530.期別01月08期充当、531.期別02月09期充当、532.期別03月10期充当、533.期別04月11期充当、534.期別05月12期充当、535.期別13期充当、536.期別14期充当、537.期別15期充当、538.期別16期充当、539.期別17期充当、540.期別18期充当、541.返戻01期、542.返戻課税年度01、543.返戻納期限01、544.返戻02期、545.返戻課税年度02、546.返戻納期限02、547.返戻03期、548.返戻課税年度03、549.返戻納期限03、550.返戻04期、551.返戻課税年度04、552.返戻納期限04、553.返戻05期、554.返戻課税年度05、555.返戻納期限05、556.差引課税額年金分、557.期別06月01期税額年金分、558.期別07月02期税額年金分、559.期別08月03期税額年金分、560.期別09月04期税額年金分、561.期別10月05期税額年金分、562.徴収税額特徴内訳分、563.市町村所得割額特徴内訳分、564.市町村均等割額特徴内訳分、565.都道府県所得割額特徴内訳分、566.都道府県均等割額特徴内訳分、567.使用区分、568.住民税メ01、569.住民税メ02、570.住民税メ03、571.住民税メ04、572.住民税メ05、573.住民税メ06、574.住民税メ07、575.住民税メ08、576.住民税メ09、577.住民税メ10、578.住民税メ11、579.住民税メ12、580.住民税メ13、581.住民税メ14、582.住民税メ15、583.メ注意フラグ、584.海外出張開始年月日、585.海外出張終了年月日、586.市内家族個人番号、587.市内家族メ氏名カナ、588.市内家族メ氏名漢字、589.申告書送付有無コード、590.申告書適用年月日、591.申告書送付理由コード、592.申告書送付メ、593.指定徴収区分、594.徴収事業所番号、595.住登外仮登録フラグ、596.原票番号、597.課税294条該当コード、598.生保該当フラグ、599.証明書発行停止フラグ、600.294条通知発送有無フラグ、601.294条通知自治体コード、602.294条通知自治体名称

(2) 住民税収滞納ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.編集済氏名カナ、4.編集済氏名漢字、5.宛名郵便番号、6.宛名住所コード、7.宛名住所、8.宛名地番、9.宛名方書カナ、10.宛名方書漢字、11.生年月日、12.性別区分、13.編集電話番号、14.収納キー1、15.収納キー2、16.履歴番号、17.初期登録業務日時、18.更新業務日時、19.更新システム日時、20.更新コンピュータ名、21.更新ユーザID、22.有効フラグ、23.決裁状態、24.旧自治体コード、25.賦課年度、26.税目コード、27.対象年度、28.通知書番号、29.期別コード、30.事業年度開始年月日、31.事業年度終了年月日、32.申告区分コード、33.連番、34.期割区分、35.調定年度、36.会計年度、37.前納報奨金、38.車両登録キー、39.車検区分コード、40.減免コード、41.期別調定額、42.期別収納額、43.延滞金調定額、44.延滞金収納額、45.督促料調定額、46.督促料収納額、47.納期限、48.繰上前納期限、49.納期変更フラグ、50.収納年月日、51.領収年月日、52.繰越時調定額、53.繰越時収納額、54.繰越調定額、55.繰越年月日、56.不納欠損額、57.表示用税目コード、58.表示用期月、59.随期フラグ、60.更正回数、61.収納回数、62.還付回数、63.充当回数、64.口振不能回数、65.納通返戻設定カウンタ、66.納通返戻設定年月日、67.督促返戻設定カウンタ、68.督促返戻設定年月日、69.納通発送年月日、70.督促発行年月日、71.更正年月日、72.国税更正年月日、73.更正届出年月日、74.更正請求年月日、75.更正通知年月日、76.過誤納金発生事由コード、77.法定納期限等、78.法定納期限、79.業務固有キー、80.漢字業務固有キー、81.申告年月日、82.調定年月日、83.延長月数、84.重加算対象税額、85.納税計画状態コード、86.納税計画カウンタ、87.執行停止カウンタ、88.不納欠損カウンタ、89.差押カウンタ、90.参加差押カウンタ、91.交付要求カウンタ、92.繰上徴収カウンタ、93.その他処分カウンタ、94.徴収猶予カウンタ、95.換価猶予カウンタ、96.滞納整理組合カウンタ、97.納税承継カウンタ、98.督促停止カウンタ、99.催告停止カウンタ、100.納通公示カウンタ、101.督促公示カウンタ、102.電話催告停止カウンタ、103.時効中断年月日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

1. 住民税基本台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申告・申請情報の入手にあたっては、住民税基本台帳事務における、春日部市本人確認等事務取扱規則（以下「規則」という。）に従い、本人確認を実施している。 ・住民からの申告情報を受領する際は、申告者本人の賦課期日住所・カナ氏名、生年月日があらかじめ印刷された申告書を使用し、印刷内容を確認したうえで漢字氏名を記入してもらっている。代理人による申告の場合は代理人署名欄を使用することで、申告者本人の申告であることを注意喚起している。 ・他団体からの申告情報については、基本4情報をもとに1件ずつ課税対象者情報と突合し、合致するかを確認している。合致しない場合は、本来の提出先へ回送している。 ・住民からの申告情報等の入手については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を記入することがないようにしている。 ・他団体からの申告情報については、必要な情報以外は記載されない定められたインターフェースに基づいて入手している。 ・評価実施機関内の他部署からの提供情報については、個人住民税の事務に関係する情報のみ限定入手するような運用としている。 ・庁内からの住基情報等の入手にあたっては、既存住基システム、各業務・システムの庁内データ連携機能のシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置
 - ：住民からの申告情報の入手については、賦課の資料となる旨を説明している。
 - ：他団体からの申告情報については、電子データはeLTAXIによる専用回線にて、紙媒体、電子媒体は郵送または窓口にて、本市課税対象者の賦課の資料として提出されており、不適切な方法で入手されることはない。
 - ：評価実施機関内の他部署からの提供情報については、賦課の資料となる旨を説明して提供を受けている。
 - ：庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、接続可能なシステムをあらかじめ登録し、許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。
 - ：住民税システムは利用できる職員を限定している。さらに、パスワード及び生体認証による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。
 - ：市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、サーバー間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。
- ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置
 - ：住民からの申告情報の入手については、規則に従い本人確認を行っている。
 - ：申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号からそれぞれの基本4情報を突合することで、真正性を確認する。
 - ：入手した情報について、窓口で聞き取りや添付書類との照合等により確認している。
 - ：誤りが確認された場合は、税務調査を行い適宜職権にて修正することで正確性を確保している。
 - ：職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。
- ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置
 - ：住民からの申告情報については、あらかじめ担当者の宛先を印刷した返信用封筒にて返送してもらうことで、送付先誤り等を防止している。
 - ：企業からの申告情報については、担当課の宛先を印刷した宛名シールを貼付して送付してもらうことで、送付先誤り等を防止している。
 - ：電子データで提出・提供される他団体からの申告情報については、専用回線を介して入手することで漏えい・紛失を防止している。
 - ：専用回線で入手した申告情報を媒体を用いて課税システムへ連携する際は、媒体の使用記録を残すとともに、連携後は直ちにデータを消去している。
 - ：評価実施機関内の他部署からの提供情報については、ユーザID/パスワードでのみアクセスできる専用サーバー内での授受に運用を限定している。
 - ：庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手にあたっては、サーバー間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。
 - ：市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、サーバー間通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名機能を利用することもありますが、個人住民税システムの住民税賦課機能以外から宛名機能を利用する場合には個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・住民税課税支援システム、個人住民税システムには、住民税賦課事務に関係のない情報を保有しない。 ・住民税課税支援システムの申告受付機能、個人住民税システムの住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・市町村CSへのアクセスにおいてユーザID/手のひら静脈による認証を実施しており、予め定められた職員及びシステム(機能)しか特定個人情報にアクセスできないように権限設定を行い、アクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;"><選択肢></p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">[行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;"><選択肢></p> <p style="margin: 0;">1) 行っている 2) 行っていない</p> </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税支援システムへのアクセスにおいて、ユーザID及びパスワード、個人住民税システムへのアクセスにおいて、パスワード及び生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID及びパスワード、パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID及びパスワード、パスワード及び生体認証を複数人で共有することを禁止している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効・失効の管理 : ユーザID及びパスワード又はパスワード及び生体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 : 住民税課税支援システム、個人住民税システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・アクセス権限の管理 : ユーザID及びパスワード又はパスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 : ユーザIDについては、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 : 上記のアクセス権限の設定は定期的に点検している。 ・特定個人情報の使用の記録 : ユーザIDとともに、住民税課税支援システム、個人住民税システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷等)のアクセス記録をログとして保管している。 : 上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;"><選択肢></p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 : 外部媒体へのデータのコピーを制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 : 全職員が、年に1回、個人情報保護に関してのe-ラーニングを受講し、事務外での利用をしないよう周知している。 : 各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 : 特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 : 特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵の管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 : 保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 : 機器を廃棄又はリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 : 業務端末の持出し、私物のPCの接続は禁止している。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、本市が委託先の現地調査を行うことができる。 ・再委託は原則として禁止する。 ・業務上知り得た情報の守秘義務。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行う。 ・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受ける。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置 : 委託先から他者への特定個人情報の提供は原則として認めないことを契約書上明記する。なお、再委託を行う場合は、再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。 また、必要があれば特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、本市職員が現地調査することも可能とする。 : 委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供している。 : 委託先へのデータ搬送においては、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。 ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置 : 個人情報を記録した媒体(紙、外部記録媒体)の破棄は、再利用できない措置を講じている。 : 情報を記録している記録媒体が不要になった場合、記録媒体の初期化等、情報を復元できないように処置したうえで廃棄している。 : 委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出させ、確認を行っている。 : 必要に応じて本市職員が現地調査・確認を行えることとしている。 	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に誰に対し何の目的であれば提供できるかを整理したうえで特定個人情報の提供を行う。 ・国税連携システム、審査システムでの情報提供については、あらかじめ定められた仕様に基づく連携に限定しており、必要に応じ連携処理に係るログを確認している。 ・庁内連携システムを介した庁内連携についてもあらかじめ定められた仕様での移転に限定している。 ・上記の移転、提供等については、番号法及び条例上認められる範囲内に限定するよう、周知徹底している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう個人住民税システムで担保している。 ・特定個人情報の提供は個人住民税システムでの連携に限定している。 <p><個人住民税システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムで記録している操作ログは、必要に応じてリストを出力し、確認する。 ・自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、所属長の承認を得た上で、提供を実施する運用を行っている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置</p> <p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと基幹系システム間は、サーバー間通信に限定しており安全性を確保している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <p>◆入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置</p> <p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの仕様(プレフィックス情報等)に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確性は個人住民税システムで担保されている。 ・個人住民税システムで中間サーバーから特定個人情報を入手する際、文字コード、型等の変換の正確性をテストで担保している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <p>◆入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置</p> <p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと基幹系システム間は、サーバー間通信に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除している。 <p><個人住民税システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を持った職員が所属長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行って 	

おり、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

◆不適切な方法で提供されるリスク

＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーと基幹システム間は、サーバー間通信に限定しており、他の経路で提供できない。
- ・個人住民税システムは、パスワード及び生体認証による認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。
- ・個人住民税システム以外から情報提供できないようシステム上で担保している。

＜個人住民税システムの運用における措置＞

- ・情報提供内容の自動応答が出来ない場合を想定し、手動で情報提供を行う場合は、所属長への確認を行った上で、実施することを運用ルールとして義務付けている。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

◆誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置

＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞

- ・個人住民税システムの情報提供機能は、中間サーバーの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

◆その他の措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-
再発防止策の内容	-
その他の措置の内容	<p>◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、施錠できる場所に保管している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>◆技術的対策 <本市における措置> ・庁舎間及びサーバー設置場所との通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。 ・定期的にバックアップファイルを取得して、外部記録媒体に記録している。 ・管理区域にある許可された端末以外の業務端末からのデータ持出を不可能にしている。 ・業務端末への外部媒体の接続は、許可された媒体に限定して可能としている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 : 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 : 紙媒体の廃棄時には手順書等に基づき、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規入庁者を対象に行われる研修等で、個人情報保護制度の概要について、周知徹底している。また、毎月、全職員を対象にセキュリティチェックテストを実施している。これにより、セキュリティ意識の啓発及びその理解の程度を確認し、各職員のセキュリティ意識の向上及び自己研鑽に繋がっている。 ・職員に対して、個人情報保護に関する研修等を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設けている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 住民税収滞納ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、住民税収滞納事務における、春日部市本人確認等事務取扱規則（以下「規則」という。）に従い、本人確認を実施している。 ・庁内からの住民税賦課情報等の入手にあたっては、住民税システム、各業務・システムの庁内データ連携機能のシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 : 庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、接続可能なシステムをあらかじめ登録し、許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。 : 収納管理システム及び滞納整理システムは利用できる職員を限定している。さらに、パスワード及び生体認証による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。 ・入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置 : 入手した情報について、窓口で聞き取りや添付書類との照合等により確認している。 : 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 : 住民税システムにて正確性が担保された情報を庁内連携機能を通じて、定められたインターフェースに基づき入手するため、受領側の収納管理システム及び滞納整理システムでは正確性が担保されている。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 : 庁内連携機能からの住民税賦課、各種照会情報の入手にあたっては、サーバー間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 : 市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、サーバー間通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名機能を利用することもあるが、収納管理システム及び滞納整理システムの収滞納照会機能以外から宛名機能を利用する場合には個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・収納管理システム及び滞納整理システムには、収滞納事務に関係のない情報を保有しない。 ・収納管理システム及び滞納整理システムの照会機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・収納管理システム及び滞納整理システムへのアクセスにおいて、パスワード及び生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・パスワード及び生体認証を複数人で共有することを禁止している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効・失効の管理 <ul style="list-style-type: none"> : パスワード及び生体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 : 収納管理システム及び滞納整理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・アクセス権限の管理 <ul style="list-style-type: none"> : パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 : ユーザIDについては、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 : 上記のアクセス権限の設定は定期的に点検している。 ・特定個人情報の使用の記録 <ul style="list-style-type: none"> : ユーザIDとともに、収納管理システム及び滞納整理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷等)のアクセス記録をログとして保管している。 : 上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> : 外部媒体へのデータのコピーを制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 : 全職員が、年に1回、個人情報保護に関してのe-ラーニングを受講し、事務外での利用をしないよう周知している。 : 各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> : 特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 : 特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 : 保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 : 機器を廃棄又はリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 : 業務端末の持出し、私物のPCの接続は禁止している。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、本市が委託先の現地調査を行うことができる。 ・再委託は原則として禁止する。 ・業務上知り得た情報の守秘義務。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行う。 ・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受ける。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置 : 委託先から他者への特定個人情報の提供は原則として認めないことを契約書上明記する。なお、再委託を行う場合は、再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。 また、必要があれば特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、本市職員が現地調査することも可能とする。 : 委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供している。 : 委託先へのデータ搬送においては、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。 ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置 : 個人情報を記録した媒体(紙、外部記録媒体)の破棄は、再利用できない措置を講じている。 : 情報を記録している記録媒体が不要になった場合、記録媒体の初期化等、情報を復元できないように処置したうえで廃棄している。 : 委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出させ、確認を行っている。 : 必要に応じて本市職員が現地調査・確認を行えることとしている。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
--------------	--	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----	---------------------------------------	----------

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
--------------	--	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----	---------------------------------------	----------

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
----------------	--------------	--	-------------

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
--	----------	------------------	---------

その内容	-	
------	---	--

再発防止策の内容	-	
----------	---	--

<p>その他の措置の内容</p>	<p>◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>◆技術的対策 <本市における措置> ・庁舎間及びサーバー設置場所との通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。 ・定期的にバックアップファイルを取得して、外部記録媒体に記録している。 ・管理区域にある許可された端末以外の業務端末からのデータ持出を不可能にしている。 ・業務端末への外部媒体の接続は、許可された媒体に限定して可能としている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 : 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 : 紙媒体の廃棄時には手順書等に基づき、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p>	
<p>8. 監査</p>	
<p>実施の有無</p>	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査</p>

9. 従業者に対する教育・啓発

<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p><本市における措置> ・新規入庁者を対象に行われる研修等で、個人情報保護制度の概要について、周知徹底している。また、毎月、全職員を対象にセキュリティチェックテストを実施している。これにより、セキュリティ意識の啓発及びその理解の程度を確認し、各職員のセキュリティ意識の向上及び自己研鑽に繋がっている。</p> <p>・職員に対して、個人情報保護に関する研修等を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設けている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-736-1111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 自己情報開示請求書等に必要事項を記入の上、市政情報課に提出する。本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提示が必要。 郵送及び電子申請での請求も可能。 【URL】 https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/PkgNaviDetail.do?lcd=112143&pkgSeq=147581
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-736-1111
②対応方法	重要案件の問合せについて、対応記録を残す。 情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年9月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【具体的内容】として①～⑭を記載	⑮申告特例制度の適用通知を追加	事前	事前通知事項
平成28年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム(システム2) ②システムの機能	住民税課税支援システムの機能として、11項目の機能を記載	・申告特例通知データの取込、入力、訂正を12項目目に追加	事前	事前通知事項
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 住民税基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体(使用部署)	財務部 市民税課、庄和総合支所 総務課・市民窓口課、市民生活部 市民課武里出張所	財務部 財政課を追加	事前	事前通知事項
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 住民税基本台帳ファイル) 4. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	使用方法として1～7を記載	8 申告特例制度に関する事務を追加	事前	事前通知事項
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 住民税基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(提供・移転の有無)	提供を行っている件数 76件 移転を行っている件数 26件	提供を行っている件数 77件 移転を行っている件数 27件	事前	事前通知事項
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 住民税基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(移転先)①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	番号法第9条第2項に基づく春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第4条第3項	事前	事前通知事項
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 住民税基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(移転先)②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一の下欄に掲げる各事務	番号法第19条 別表第二の第二欄に掲げる各事務	事前	事前通知事項

平成28年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 住民税基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先として1～76を記載	・変更前の提供先52の後に、変更後の提供先53を追加 ・変更前の提供先76を削除し、変更後の提供先77を追加	事前	事前通知事項
平成28年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 住民税基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転	移転先として1～26を記載	変更前の移転先1、3、11、16、18、27を削除し、変更後の移転先23～27を追加	事前	事前通知事項
平成28年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	自動交付機サーバー	コンビニ交付DBサーバー	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	・自動交付機から課税証明書・納税証明書を発行できるようにする。	・コンビニエンスストアの交付機から課税証明書・納税証明書を発行できるようにする。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年9月30日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課個人住民税担当課長 高山 宏一 収納管理課長 前島 清史	財務部次長兼市民税課長 森田 英生 財務部参事兼収納管理課長 金井 信之	事後	重要な変更にあたらない(平成28年4月1日人事異動)
平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 住民税基本台帳ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	6件	事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 住民税基本台帳ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		新規追加	事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 住民税基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先! ⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月) ・特別徴収税額等変更通知 年12回	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 住民税基本台帳ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<本市における措置> ・生体認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。	<本市における措置> ・ICカード及び生体認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。	事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2. 住民税取滞納ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	4件	事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2. 住民税取滞納ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		新規追加	事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2. 住民税取滞納ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<本市における措置> ・生体認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。	<本市における措置> ・ICカード及び生体認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。	事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅲ リスク対策(住民税基本台帳ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・住民からの申告・申請情報の入手にあたっては、春日部市本人確認等事務取扱規則(以下「規則」という。)に従い、本人確認を実施している。	・住民からの申告・申請情報の入手にあたっては、住民税基本台帳事務における、春日部市本人確認等事務取扱規則(以下「規則」という。)に従い、本人確認を実施している。	事後	重要な変更にあたらない(軽微な文言の追加)

<p>平成28年9月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策(住民税基本台帳ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 :住民税システムは利用できる職員を限定している。また、ユーザID/生体認証による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。 :市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、入退室管理をしている管理区域内のサーバー間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。</p> <p>・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 :庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手にあたっては、入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 :市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー間通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。</p>	<p>・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 :住民税システムは利用できる職員を限定している。さらに、パスワード及び生体認証による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。 :市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、サーバー間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。</p> <p>・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 :庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手にあたっては、サーバー間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 :市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、サーバー間通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
<p>平成28年9月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策(住民税基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>・住民税課税支援システムへのアクセスにおいて、ユーザID/パスワード、個人住民税システムへのアクセスにおいて、ユーザID/生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID/パスワード、ユーザID/生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID/パスワード、ユーザID/生体認証を複数人で共有することを禁止している。</p>	<p>・住民税課税支援システムへのアクセスにおいて、ユーザID及びパスワード、個人住民税システムへのアクセスにおいて、パスワード及び生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID及びパスワード、パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID及びパスワード、パスワード及び生体認証を複数人で共有することを禁止している。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
<p>平成28年9月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策(住民税基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容</p>	<p>・アクセス権限の発効・失効の管理 :ユーザID/パスワード又はユーザID/生体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。</p> <p>・アクセス権限の管理 :ユーザID/パスワード又はユーザID/生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。</p>	<p>・アクセス権限の発効・失効の管理 :ユーザID及びパスワード又はパスワード及び生体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。</p> <p>・アクセス権限の管理 :ユーザID及びパスワード又はパスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>

<p>平成28年9月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策(住民税基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置 :他自治体等への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っている。 :庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバー間通信に限定している。</p>	<p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置 :他自治体等への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っている。 :国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数の職員による確認を行っている。 :庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバー間通信に限定している。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
<p>平成28年9月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策(住民税基本台帳ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置 <個人住民税システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと個人住民税システム間は、管理区域内に設置したサーバー間通信に限定しており安全性を確保している。 ◆入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 <個人住民税システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと個人住民税システム間は、管理区域内に設置したサーバー間通信に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除している。 ◆不適切な方法で提供されるリスク <個人住民税システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと個人住民税システム間は、管理区域内に設置したサーバー間通信に限定しており、他の経路で提供できない。 ・個人住民税システムは、ユーザID/生体認証による認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。</p>	<p>◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置 <個人住民税システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと基幹系システム間は、サーバー間通信に限定しており安全性を確保している。 ◆入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 <個人住民税システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと基幹系システム間は、サーバー間通信に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除している。 ◆不適切な方法で提供されるリスク <個人住民税システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと基幹系システム間は、サーバー間通信に限定しており、他の経路で提供できない。 ・個人住民税システムは、パスワード及び生体認証による認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>

<p>平成28年9月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策(住民税基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	<p>◆物理的対策 ＜本市における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所は、入退室管理を行っている。 ◆技術的対策 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>◆物理的対策 ＜本市における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所は、ICカード及び生体認証による入退室管理を行っている。 ◆技術的対策 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・導入しているミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
<p>平成28年9月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策(住民税収滞納ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>・納税義務者からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、春日部市本人確認等事務取扱規則(以下「規則」という。)に従い、本人確認を実施している。</p>	<p>・納税義務者からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、住民税収滞納事務における、春日部市本人確認等事務取扱規則(以下「規則」という。)に従い、本人確認を実施している。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらない(軽微な文言の追加)</p>
<p>平成28年9月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策(住民税収滞納ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 : 収納管理システム及び滞納管理システムは利用できる職員を限定している。また、ユーザID/生体認証による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 : 庁内連携機能からの住民税賦課、各種照会情報の入手にあたっては、入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 : 市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー間通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。</p>	<p>・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 : 収納管理システム及び滞納管理システムは利用できる職員を限定している。さらに、パスワード及び生体認証による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 : 庁内連携機能からの住民税賦課、各種照会情報の入手にあたっては、サーバー間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 : 市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、サーバー間通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>

平成28年9月30日	Ⅲリスク対策(住民税込滞納ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・収納管理システム及び滞納管理システムへのアクセスにおいて、ユーザID/生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID/生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID/生体認証を複数人で共有することを禁止している。	・収納管理システム及び滞納管理システムへのアクセスにおいて、パスワード及び生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・パスワード及び生体認証を複数人で共有することを禁止している。	事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅲリスク対策(住民税込滞納ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	・アクセス権限の発効・失効の管理 : ユーザID/生体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ・アクセス権限の管理 : ユーザID/生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。	・アクセス権限の発効・失効の管理 : パスワード及び生体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ・アクセス権限の管理 : パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。	事前	重要な変更
平成28年9月30日	Ⅲリスク対策(住民税込滞納ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	◆物理的対策 ＜本市における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所は、入退室管理を行っている。 ◆技術的対策 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	◆物理的対策 ＜本市における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所は、ICカード及び生体認証による入退室管理を行っている。 ◆技術的対策 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・導入しているミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更
平成28年9月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年12月25日	平成28年9月30日	事後	重要な変更にと当たらない(基礎項目評価再実施の決裁日)
平成29年6月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	財務部次長兼市民税課長 森田 英生 財務部参事兼収納管理課長 金井 信之	財務部次長兼市民税課長 鈴木 健司 財務部参事兼収納管理課長 金井 信之	事後	

平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社 アイネス	株式会社 イムラ封筒	事後	
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無	[再委託する]	[再委託しない]	事後	
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から、下記を記載した書面の提出を受け、許諾を判断している。 普通徴収の納税通知書及び特別徴収の税額通知書の封入封緘業務の一部 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の再委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等		事後	
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項	普通徴収の納税通知書及び特別徴収の税額通知書の封入封緘業務の一部		事後	
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ⑥移転方法	[○] 紙	[○] その他(庁内ネットワーク)	事後	

平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	株式会社 アズコムデータセキュリティ、東武デリバリー株式会社	株式会社 アズコムデータセキュリティ	事後	
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社 アズコムデータセキュリティ、東武デリバリー株式会社	株式会社 アズコムデータセキュリティ	事後	
平成29年12月15日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項	事後	
平成29年12月15日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	
平成29年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事後	
平成29年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事後	

平成29年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7		新規追加	事後	
平成29年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	システムのエペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事後	
平成29年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	システムのエペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事後	
平成29年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5		新規追加	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8③ システム9①	中間サーバー	春日部市中間サーバー	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	

令和1年6月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	財務部次長兼市民税課長 鈴木 健司 財務部参事兼収納管理課長 金井 信之	財務部参事兼市民税課長 財務部次長兼収納管理課長	事後	
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 住民税基本台帳ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1、4、5、8、80 ②提供先における用途 ③委託先名	1③ 株式会社 日立製作所 4③ 株式会社 日立製作所 5③ 株式会社 アズコムデータセキュリティ 8② 「里親の認定、養育里親の登録」	1③ 株式会社 日立システムズ 4③ 株式会社 日立システムズ 5③ 東武デリバリー 株式会社 8② 「養育里親若しくは養子縁組里親、里親の認定」 80 新規追加	事後	
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 住民税収滞納ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1、2 ③委託先名	1③ 株式会社 日立製作所 2③ 株式会社 アズコムデータセキュリティ	1③ 株式会社 日立システムズ 2③ 東武デリバリー 株式会社	事後	
令和1年6月28日	添付資料 (IIファイルの概要(1)提供先21以降) 提供先80		新規追加	事後	

令和3年5月28日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課税内容照会 ・課税(非課税)証明書の交付 ・当初賦課処理 ・更正処理 ・特別徴収税額通知書・納税通知書等の帳票発行 ・年金特別徴収処理 ・減免処理 ・各種照会に対する回答書の出力 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税内容照会 ・課税(非課税)証明書の交付 ・当初賦課処理 ・更正処理 ・特別徴収税額通知書・納税通知書等の帳票発行 ・年金特別徴収処理 ・減免処理 ・各種照会に対する回答書の出力 ・給報、年金データの取込、個人特定 ・eLTAXデータの取込、個人特定 ・国税連携データの取込、個人特定 ・住民税申告データの取込、個人特定 ・資料回送処理 ・確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷 ・給報データ、年金データ、国税連携データ、住民税申告データ入力 ・給報データ、年金データ、eLTAXデータ、国税連携データ、住民税申告データの訂正 ・扶養親族特定及び扶養否認処理 ・住民登録外課税について住民登録市町村への通知書作成 ・申告特例通知データの取込、入力、訂正 	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続</p>	[]宛名システム等	[○]宛名システム等	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称 関連し、各システムにおける ③他のシステムとの接続 に記載の名称</p>	住民税課税支援システム	課税資料管理システム	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更

令和3年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・給報、年金データの取込、資料番号の付番、個人特定 ・eLTAXデータの取込、資料番号の付番、個人特定、画像作成 ・国税連携データの取込、資料番号の付番、個人特定、画像作成 ・住民税申告データの取込、資料番号の付番、個人特定 ・資料回送処理 ・確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷 ・給報データ、年金データ、国税連携データ、住民税申告データ入力 ・給報データ、年金データ、eLTAXデータ、国税連携データ、住民税申告データの訂正 ・扶養親族特定及び扶養否認処理 ・eLTAXデータ・国税連携データの画像連携 ・住民登録外課税について住民登録市町村への通知書作成 ・申告特例通知データの取込、入力、訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ・給報、年金データの資料番号付番 ・eLTAXデータの資料番号付番、画像作成 ・国税連携データの資料番号付番、画像作成 ・住民税申告データの資料番号付番 ・資料回送処理 ・eLTAXデータ・国税連携データの画像連携 	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[] 税務システム	[○] 税務システム	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[] 税務システム	[○] 税務システム	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	コンビニ交付DBサーバー	コンビニ交付システム	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更

令和3年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称 関連し、各システムにおける ③他のシステムとの接続 に記載の名称	共通基盤(連携・宛名統合)	団体内統合宛名システム	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム [] 宛名システム等	[○] 庁内連携システム [○] 宛名システム等	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	4. 既存システム接続機能 : 中間サーバーと既存システム、共通基盤(連携・統合宛名)及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	4. 既存システム接続機能 : 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更
令和3年5月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	財務部参事兼市民税課長 財務部次長兼収納管理課長	財務部市民税課長 財務部次長兼収納管理課長	事後	
令和3年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 日立システムズ	未定	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更

<p>令和3年5月28日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4及び7</p>	<p>委託事項4 ①委託内容 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 ③委託先名 株式会社 日立システムズ</p> <p>委託事項7 ①委託内容 システムのオペレーション業務 ③委託先名 株式会社 日立システムズエンジニアリングサービス</p>	<p>委託事項4 ①委託内容 システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 ③委託先名 株式会社ジーシーシー 埼玉支社</p>	<p>事前</p>	<p>令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更</p>
<p>令和3年5月28日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1及び5</p>	<p>委託事項1 ①委託内容 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 ③委託先名 株式会社 日立システムズ</p> <p>委託事項5 ①委託内容 システムのオペレーション業務 ③委託先名 株式会社 日立システムズエンジニアリングサービス</p>	<p>委託事項1 ①委託内容 システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 ③委託先名 株式会社ジーシーシー 埼玉支社</p>	<p>事前</p>	<p>令和3年9月21日の予定しているシステム切替に伴い事前に変更</p>
<p>令和3年5月28日</p>	<p>Ⅲリスク対策(民税) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ◆物理的対策</p>	<p>◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所は、ICカード及び生体認証による入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、施錠できる場所に保管している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。</p>	<p>◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、施錠できる場所に保管している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。</p>	<p>事後</p>	

<p>令和3年5月28日</p>	<p>Ⅲリスク対策(民税) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ◆技術的対策</p>	<p>◆技術的対策 ＜本市における措置＞ ・庁舎間の通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。 ・定期的にバックアップファイルを取得して、外部記録媒体に記録している。</p>	<p>◆技術的対策 ＜本市における措置＞ ・庁舎間及びサーバー設置場所との通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。 ・定期的にバックアップファイルを取得して、外部記録媒体に記録している。 ・管理区域にある許可された端末以外の業務端末からのデータ持出を不可能にしている。 ・業務端末への外部媒体の接続は、許可された媒体に限定して可能としている。</p>	<p>事後</p>	
<p>令和3年5月28日</p>	<p>Ⅲリスク対策(収納) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ◆物理的対策</p>	<p>◆物理的対策 ＜本市における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所は、ICカード及び生体認証による入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。</p>	<p>◆物理的対策 ＜本市における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。</p>	<p>事後</p>	

